

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 14 号

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 47 年 3 月規則第 86 号の 3）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 4 条—第 11 条）

第 2 節 仲卸業者（第 12 条—第 20 条）

第 3 節 売買参加者（第 21 条・第 22 条）

第 4 節 関連事業者（第 23 条—第 26 条）

第 3 章 売買取引と決済の方法（第 27 条—第 38 条）

第 4 章 市場施設の使用（第 39 条—第 51 条）

第 5 章 雑則（第 52 条—第 62 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は，神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年 4 月条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は，すべて条例の例による。

（臨時休業及び臨時営業の届出）

第 3 条 市場において業務を行う者は，開場日に臨時に休業し，又は休日に臨時に営業しようとするときは，市長に届け出なければならない。

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者

(卸売業務の許可証の交付)

第 4 条 市長は、条例第 9 条第 1 項の規定により卸売の業務を許可したときは、様式第 1 号による卸売業務許可証を交付するものとする。

(卸売業務の許可申請)

第 5 条 条例第 9 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表、損益計算書及び事業計画書
- (4) 業務を執行する役員の履歴書、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書及び条例第 9 条第 5 項第 3 号イ又はウに該当しないことを誓約する書面
- (5) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(卸売業者の純資産基準額)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第 1 の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前 1 年間の卸売の金額（条例第 9 条第 1 項の許可を受けて 1 年を経過しない者については、第 5 条第 3 号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後 1 年間の卸売の予定金額）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 条例第 10 条第 3 項の規定による申出をしようとする者は、市長

に申出書を提出しなければならない。

(卸売業者の保証金等)

第7条 条例第12条第1項に規定する規則で定める額は、別表第2の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前1年間の卸売の金額の総額に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 条例第12条第2項に規定する規則で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本銀行が発行する出資証券
- (2) 特別の法律により法人が発行する債券
- (3) 本市指定金融機関が発行する株券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める有価証券

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第8条 条例第17条第3項の規定により同条第1項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 譲渡人及び譲受人の名称及び住所
- (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目の部類
- (3) 譲渡し及び譲受けをする年月日
- (4) 譲渡し及び譲受けをする理由

2 前項の書面には、事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しのほか、譲受人に係る第5条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(卸売業者の合併又は分割の認可申請)

第9条 条例第17条第3項の規定により同条第2項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併又は分割に係る当事者の名称及び住所
- (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又

は分割により卸売の業務を承継する法人の名称及び住所

(3) 合併又は分割の方法及び条件

(4) 合併又は分割をする年月日

(5) 合併又は分割をする理由

2 前項の書面には、当該合併に係る契約書の写し及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により卸売の業務を承継する法人に係る第5条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(卸売業者の届出の該当事由)

第10条 条例第18条第1項第4号に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 卸売業者（その業務を執行する役員を含む。）が破産手続開始の決定を受けたとき又は刑事事件について起訴されたこと。

(2) 定款の変更その他株主総会又は社員総会の決議があったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事由。

(せり人章の交付及び着用)

第11条 市長は、卸売業者が条例第21条第1項の規定によりせり人に係る届出をしたときは、当該せり人に対して様式第2号によるせり人章を交付するものとする。

2 せり人は、卸売の業務に従事するときは、前項のせり人章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可証の交付及び記章の着用)

第12条 市長は、条例第22条第1項の規定により仲卸しの業務を許可したときは、様式第3号による仲卸業務許可証を交付するものとする。

2 市長は、条例第23条第1項の規定により仲卸業者が保証金を預

託したときは，売買参加章を交付するものとする。

3 仲卸業者は，仲卸しの業務に従事するときは，前項の記章を着用しなければならない。

（仲卸業務の許可申請）

第13条 条例第22条第4項に規定する規則で定める書類は，同条第1項の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が個人であるときは，次に掲げる書類とする。

(1) 履歴書，申請者の写真及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

(2) 資産調書（申請者が保有する預金，不動産その他の資産の状況を記載したものをいう。）及び事業計画書

(3) 申請者が条例第22条第5項第1号イ，ウ又はオに該当しないことを誓約する書面

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める書類

2 条例第22条第4項に規定する規則で定める書類は，申請者が法人であるときは，次に掲げる書類とする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 貸借対照表，損益計算書及び事業計画書

(4) 業務を執行する役員の履歴書，破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書及び条例第22条第5項第1号イ，ウ又はオに該当しないことを誓約する書面

(5) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める書類

(仲卸業者の保証金等)

第14条 条例第24条第1項に規定する規則で定める保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに5万円とする。

2 第7条第2項の規定は、仲卸業者について準用する。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第15条 条例第26条第3項の規定により同条第1項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人の氏名、名称又は商号及び住所

(2) 譲り渡す事業に係る取扱品目の部類

(3) 譲渡し及び譲受けをする年月日

(4) 譲渡し及び譲受けをする理由

2 前項の書面には、事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しのほか、譲受人が個人であるときは、当該個人に係る第13条第1項各号に掲げる書類を、譲受人が法人であるときは、当該法人に係る同条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(仲卸業務の合併又は分割の認可申請)

第16条 条例第26条第3項の規定により同条第2項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 合併又は分割に係る当事者の名称又は商号及び住所

(2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称又は商号及び住所

(3) 合併又は分割の方法及び条件

(4) 合併又は分割をする年月日

(5) 合併又は分割をする理由

2 前項の書面には、当該合併に係る契約書の写し及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により仲卸

しの業務を承継する法人に係る第13条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(仲卸業務の承継の認可申請)

第17条 条例第27条第2項の規定により同条第1項の認可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 被相続人の氏名、被相続人との続柄及び相続を開始した年月日

(3) 承継しようとする仲卸しの業務に係る取扱品目の部類

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者に係る第13条第1項各号に掲げる書類

(2) 相続人が2人以上ある場合は、申請者が仲卸しの業務を承継する相続人であることを証する書面

(仲卸業者の届出の該当事由)

第18条 条例第28条第1項第4号に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 仲卸業者(法人である場合には、その業務を執行する役員を含む。)が、次のいずれかに該当することとなったこと。

ア 条例第22条第5項第1号オに該当すること。

イ 破産手続開始の決定を受けたこと。

ウ 刑事事件について起訴されたこと。

(2) 仲卸業者が法人である場合には、定款の変更その他株主総会又は社員総会の決議があったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事由。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第19条 条例第29条の事業報告書には、法人が提出する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 資産，資本及び負債に関する事項

(2) 損益計算に関する事項

2 市長は，財務内容を確認するため必要があると認めるときは，前項の事業報告書に貸借対照表，損益計算書その他の計算書類を添付させることができる。

(仲卸業者の売買補助参加者)

第20条 仲卸業者は，仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な場合は，売買補助参加者（仲卸業者の役員又は使用人で，卸売業者の行う卸売に参加する者をいう。以下同じ。）を置くことができる。

2 仲卸業者は，売買補助参加者の氏名を市長に届け出なければならない。

3 市長は，仲卸業者が前項の届出をしたときは，当該売買補助参加者に対して，売買補助参加章を交付するものとする。

4 売買補助参加者は，仲卸しの業務に従事するときは，前項の記章を着用しなければならない。

5 仲卸業者は，売買補助参加者に変更がある場合は，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者章の交付及び着用)

第21条 市長は，卸売業者が条例第30条の規定により売買参加者に係る届出をしたときは，当該売買参加者に対して売買参加者章を交付するものとする。

2 売買参加者は，せり売又は入札による卸売に参加するときは，前項の記章を着用しなければならない。

(売買参加者の売買補助参加者)

第22条 売買参加者は，その業務の適正かつ健全な遂行のために必要な場合は，売買補助参加者を置くことができる。

2 第20条第2項から第5項までの規定は，前項の規定により売買

参加者が売買補助参加者を置く場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「仲卸業者」とあるのは「売買参加者」と、同条第4項中「仲卸しの業務に従事するとき」とあるのは「せり売又は入札による卸売に参加するとき」と、同条第5項中「仲卸業者」とあるのは「売買参加者」と読み替えるものとする。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

第23条 条例第32条第1項の規定による関連事業の許可は、次条に規定する市場及び業種ごとに行うものとする。この場合において、市長は、事業の種別（次条に規定する食料品販売業又は物品販売業にあっては取扱品目）、方法、範囲その他必要な条件を付することができる。

2 条例第32条第2項の規定により同条第1項の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 関連事業を行おうとする市場及び業種

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 前項の書面には、申請者が個人であるときは当該個人に係る第13条第1項各号に掲げる書類を、申請者が法人であるときは当該法人に係る同条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、申請者が市場の利用者に便益を提供する業務の許可を受ける場合であって、特に市長が書類の添付を省略しても差し支えがないと認めたときは、前項の書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

5 市長は、第1項の関連事業の許可をしたときは、様式第4号に

よる関連事業者業務許可証を交付するものとする。

(関連事業者の許可の区分)

第24条 前条第1項に規定する市場及び業種は、次のとおりとする。

市場	業 種	
本場	市場の機能の充実に資する業務	食料品卸売業 運搬・運送業 倉庫（冷蔵庫）業
	市場の利用者に便益を提供する業務	金融業 食料品販売業 物品販売業 飲食営業 その他市場サービス業
東部市場	市場の機能の充実に資する業務	食料品卸売業 運搬・運送業 倉庫（冷蔵庫）業
	市場の利用者に便益を提供する業務	金融業 食料品販売業 物品販売業 飲食営業 その他市場サービス業
西部市場	市場の機能の充実に資する業務	運搬・運送業
	市場の利用者に便益を提供する業務	金融業 飲食営業 その他市場サービス業

(関連事業者の保証金等)

第25条 条例第33条第3項に規定する規則で定める保証金の額は、当該関連事業者に係る施設使用料月額額の3倍に相当する額とする。

2 第7条第2項の規定は、関連事業者について準用する。

(関連事業者に係る届出事項)

第26条 条例第36条第3項に規定する規則で定める者は、第24条の食料品卸売業の事業の許可を受けた関連事業者とする。

2 前項の関連事業者は、毎月の販売高を翌月の10日までに市長に届け出なければならない。

第3章 売買取引と決済の方法

(食肉部の特例)

第27条 食肉部の卸売業者は、牛及び豚の枝肉については、市長の指定する格付機関の格付を受けたものでなければ卸売をしてはな

らない。

(せり直し又は再入札)

第28条 せり売又は入札に参加した者が，せり落とし又は落札の決定に異議があるときは，直ちに市長に申し出なければならない。

2 市長は，前項の規定による申出について正当な理由があると認めるときは，せり直し又は再入札を命ずることができる。

(売渡票及び販売原票)

第29条 条例第37条の規定により市場における売買取引を効率的に行うために，卸売業者は，取扱物品の卸売をしたときは，直ちに売渡票及び様式第5号による販売原票を作成しなければならない。

2 前項の売渡票は，買受人に交付しなければならない。

3 第1項の販売原票には，一連番号を付さなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)

第30条 卸売業者は，条例第41条の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは，当該卸売をした日の属する月の当該卸売に係る次に掲げる事項を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 卸売をした物品の品目，産地，数量，卸売価格及び出荷者並びに卸売の相手方

(受託契約約款)

第31条 条例第43条に規定する規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 受託物品の保管に関する事項

(2) 受託物品の手入れその他販売のため必要とする調整に関する事項

(3) 受信場所（卸売業者が卸売のための販売の委託をする者から電話その他の通信手段を用いた連絡を受ける場所をいう。）に関する事項

- (4) 送り状又は発送案内に関する事項
- (5) 受託物品の上場に関する事項
- (6) 販売条件の設定及び変更並びに取扱方法に関する事項
- (7) 委託の解除，委託替及び再委託に関する事項
- (8) 委託手数料率（委託手数料を算定するための料率をいう。）
に関する事項
- (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (10) 仕切りに関する事項
- (11) 条例第63条の規定による場合に関する事項
- (12) 家畜の解体料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。），原皮，内臓その他の副産物の販売方法及び販売予定の卸売価格並びに量目及び計量に関する事項（食肉部に限る。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める事項
(仲卸業者の仕入高等の報告)

第32条 仲卸業者は，条例第44条第1項に規定する毎月の仕入高の報告を当該報告の対象となる月の翌月の10日までに市長にしなければならない。

2 仲卸業者は，条例第44条第2項の規定により，当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて又は販売の委託を引き受けて販売したときは，その月の当該販売に係る次に掲げる事項を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名又は名称
- (2) 販売した物品の品目，数量，買入れ又は受託の相手方
- (3) 販売した物品の販売金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。）
(物品の卸売に係る場所の指定)

第33条 市長は，市場における入荷量の変動に対応し，円滑な流通を確保するため，市場の周辺の地域における一定の場所を，当該

市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した書面に指定を受ける場所にある施設の種類及び規模並びに指定の必要性を記載した書面並びにその位置図を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申出者の名称

(2) 指定を受ける場所の所在地及びその場所にある施設の名称

(3) 指定を受ける場所にある物品の種類

3 第1項の指定を必要としなくなった卸売業者は、遅滞なく次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の名称

(2) 指定を受けた場所の所在地及びその場所にある施設の名称

(3) 指定を受けた場所にある物品の種類

(4) 指定を必要としなくなった理由

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第34条 条例第47条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定めるときまでに行うものとする。

(1) 条例第47条第1項第1号に掲げる事項 その日の卸売の販売開始時刻（市長が特に必要があると認めるときは、市長が指定する時刻）

(2) 条例第47条第1項第2号に掲げる事項（市長が特に必要があると認める物品に係るものに限る。） その日の正午

(3) 条例第47条第1項第2号に掲げる事項（前号の物品に係るものを除く。） その日の卸売が終了した後可能な限り早い時刻

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第35条 条例第48条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定めるときまでに行うものとする。

- (1) 条例第48条第1項第1号に掲げる事項 その日の卸売の販売開始時刻
- (2) 条例第48条第1項第2号に掲げる事項 その日の卸売が終了した後可能な限り早い時刻
- (3) 条例第48条第1項第3号に掲げる事項 その月の10日
(開設者による売買取引の結果等の公表)

第36条 条例第49条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定めるときまでに行うものとする。

- (1) 条例第49条第1項第1号に掲げる事項 市長が卸売業者から条例第47条第1項第1号に規定する事項について報告を受けたとき 報告を受けた後可能な限り早い時刻
- (2) 条例第49条第1項第2号に掲げる事項 市長が卸売業者から条例第47条第1項第2号に規定する事項について報告を受けたとき 報告を受けた後可能な限り早い時刻
(売買仕切書)

第37条 条例第50条に規定する売買仕切書は、様式第6号による。
(販売原票等の保存)

第38条 第29条に規定する売渡票及び販売原票並びに第37条に規定する売買仕切書は、紙又電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で5年間保存しなければならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用条件の指定等)

第39条 条例第52条第1項又は第2項の規定により、市場施設の使用条件の指定又は使用の許可を受けようとする者は、様式第7号による市場施設指定申請書又は市場施設使用許可申請書を提出しなければならない。

2 市場施設の指定又は使用の許可の期間は、1年を超えないもの

とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第40条 市長は、必要があると認めるときは、前条の指定又は使用許可をした後でも、その位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

第41条 条例第52条第2項の規定により市場施設の使用の許可を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 市場の運営上市場施設の使用を必要とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

第42条 条例第52条第4項に規定する規則で定める保証金の額は、条例第52条第2項の許可を受けた者に係る使用料月額額の3倍に相当する額とする。

(使用料)

第43条 条例第53条第1項の規定による使用料の額は、別表第3の表の左欄に掲げる使用料の種別ごとに、同表の中欄に掲げる市場及び区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

第44条 条例第53条第3項に規定する特別の理由があるときと認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 地方公共団体その他の公共団体が、公用又は公共の用に供するため使用するとき。
- (2) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。
- (3) 地震、火災等の災害によって使用施設の全部又は一部を使用できないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(使用料の計算方法)

第45条 条例第53条第1項に規定する使用料を算定するに当たり、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。使用面積が1平方メートルに満たないときも、同様とする。

2 条例第53条第1項に規定する使用料を算定するに当たり、通過貨物に1トン未満の端数があるときは、その端数は1トンとして計算する。通過貨物が1トンに満たないときも、同様とする。

第46条 月額で定めた使用料は、次に定めるところにより計算する。

(1) 月の中途において市場施設の使用をやめる場合においても、その月分は1月として計算すること。

(2) 1月に満たない期間使用する場合の使用料及び月の中途において使用を開始した場合のその月分の使用料は、日割で計算すること。この場合において、1月は30日として計算すること。

(使用料の納付期限)

第47条 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び関連事業者市場使用料は、毎月末までに前月分を納付しなければならない。

2 月額で定めた使用料は、毎月25日までにその月分を納付しなければならない。ただし、25日までに市場施設の使用を終了する場合は、使用を終了する日までに納付しなければならない。

3 前条第2号の使用料は、条例第52条第1項の指定又は同条第2項の使用の許可があった時に納付しなければならない。

4 通過貨物揚卸場使用料は、条例第52条第2項の使用の許可を受けた際、これを納付しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、後納することができる。

(施設の模様替等)

第48条 使用者は、条例第54条第2項の承認を受けようとするときは、仕様書及び図面を添えて市長に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請により承認を受けた者は、工事完成後遅

滞なく完成届を提出して市長の確認を受けなければ、市場施設を使用することができない。

(施設の返還)

第49条 使用者が、市場施設を返還しようとするときは、返還する旨を記載した書面を提出して市長の確認を受けなければならない。

2 条例第54条第2項の承認を受けて市場施設に変更を加えた使用者が当該市場施設を返還するときは、自己の費用で当該市場施設を原状に回復しなければならない。

(施設の補修等)

第50条 使用者は、市長が市場施設の管理上必要な補修その他の工事を施行するときは、これに協力しなければならない。

(蔵置する物品)

第51条 使用者は、市場施設に次に掲げる物品以外の物品を蔵置してはならない。

- (1) 市場の取扱物品
- (2) 市長が必要があると認める物品

第5章 雑則

(入場の制限又は禁止)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市場からの退去を命じ、又は市場への入場を禁止することができる。

- (1) 暴行その他不穏な行為をした者
- (2) 他人の業務を妨害した者
- (3) 許可なく物品の販売その他の営業行為をした者
- (4) 伝染病その他の疾病にかかっている者
- (5) 賭博行為をした者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市場の秩序を乱すおそれのある者

(健康診断の指示)

第53条 市長は、必要と認めるときは、市場へ入場する者に対し、

医師の健康診断その他の処置をうけるよう指示することができる。

(自動車に関する規制)

第54条 市場に入場させることができる自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市場施設の使用者が所有する自動車
- (2) 卸売業者に対して物品を搬入する自動車
- (3) 買出人の所有する自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自動車

2 市長は、市場に自動車を入場させようとする者に対して、市場秩序の保持を図るために必要な措置を講じることができる。

(清掃等の義務)

第55条 使用者は、市場施設の清掃について次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に市場施設の清掃に努め清潔を保持すること。
- (2) 廃棄物は、指定の場所へ搬出すること。
- (3) 商品、容器その他の物品は、常にこれを整頓し、道路その他自己の使用する場所以外に放置しないこと。
- (4) 共通の使用施設については、関係者が共同して清掃を行うこと。

(使用人の届出)

第56条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、その業務に関して使用人を雇用したときは、その氏名、住所その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。解雇したときも、同様とする。

(身分を示す証明書)

第57条 条例第59条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第8号によるものとする。

(掲示事項)

第58条 市長は、次に掲げる場合は、当該事項を市場の掲示場に掲

示するものとする。これらに変更があったときも、同様とする

- (1) 条例第7条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に休業することを定めた場合。
- (2) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき又は卸売の業務を停止し、若しくは廃止した場合。
- (3) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の業務を許可し、停止し、又はこれらの者がその業務を遂行する地位を失った場合。
- (4) 条例第17条第1項の規定により卸売業者の事業の譲渡しを認可したとき又は同条第2項の規定により卸売業者たる法人の合併を認可した場合。
- (5) 条例第26条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡しを認可したとき又は同条第2項の規定により仲卸業者たる法人の合併を認可した場合。
- (6) 条例第27条第1項の規定により、仲卸しの業務を引き続き営むことについて認可した場合。
- (7) 条例第61条第2項又は第3項の規定により、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、これらの者の代表者、代理人又は使用人の市場への入場を停止した場合。
- (8) 条例第63条第2項の規定により、市長が自ら卸売の業務を行う場合。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示の必要があると認めた場合。

(卸売業者の委託者への通知事項)

第59条 卸売業者は、前条第1号及び第2号の掲示のあったときは、速やかに委託者に通知しなければならない。

(卸売業者の財務基準)

第60条 条例第60条第1項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 流動負債の合計金額に対する流動資産の合計金額の比率が

1 を下回る場合

(2) 資本及び負債の合計金額に対する資本の合計金額の比率が
0.1を下回る場合

(3) 連続する3期以上の事業年度において、経常損失が生じた
場合

(仲卸業者の財務基準)

第61条 条例第60条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲
げる場合とする。

(1) 法人である仲卸業者にあつては、資本及び負債の合計金額
に対する資本の合計金額の比率が0.1を下回り、かつ、連続す
る3期以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

(2) 個人である仲卸業者にあつては、前号に準ずるものとして
市長が定める状況にある場合

(施行細目の委任)

第62条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の神戸市中央卸売市場業務条例施行規則
(以下「新規則」という。)を施行するために必要な届出その他
の行為は、この規則の施行前においても、新規則の例によりする
ことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市中央卸
売市場業務規則(以下「旧規則」という。)第17条第1項の規定
による承認を受けている売買補助参加者については、仲卸業者か
ら新規則第20条第2項の規定による届出があったものとみなす。

4 この規則の施行の際、旧規則第25条第2項の規定により売買参

加者について準用する旧規則第17条第1項の規定による承認を受けている売買補助参加者については、当該売買参加者の承認の有効期間が満了するまでの間は、売買参加者から新規則第22条第2項の規定において準用する第20条第2項の規定による届出があったものとみなす。

別表第1（第6条関係）

取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額
青果部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,600万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
1,000億円以上	12億円	
水産物部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,600万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
1,000億円以上	12億円	
食肉部	50億円未満	1,000万円
	50億円以上100億円未満	2,200万円
	100億円以上200億円未満	5,000万円
	200億円以上300億円未満	9,000万円
	300億円以上400億円未満	1億2,000万円
	400億円以上500億円未満	1億5,000万円
500億円以上	2億円	
花き部	10億円未満	450万円
	10億円以上20億円未満	1,500万円
	20億円以上30億円未満	2,400万円
	30億円以上50億円未満	3,900万円

	50億円以上100億円未満	7,500万円
	100億円以上	1億5,000万円

別表第2（第7条関係）

区分		前年総卸売金額	保証金の額
本場及び東部市場	青果部	50億円未満	300万円
		50億円以上100億円未満	400万円
		100億円以上200億円未満	800万円
		200億円以上300億円未満	1,200万円
		300億円以上	1,600万円
		東部市場	水産物部
50億円以上100億円未満	400万円		
100億円以上200億円未満	800万円		
200億円以上300億円未満	1,200万円		
300億円以上400億円未満	1,600万円		
400億円以上500億円未満	2,000万円		
500億円以上	2,400万円		
西部市場	食肉部		200万円
		20億円未満	120万円
		20億円以上30億円未満	200万円
		30億円以上40億円未満	400万円
		40億円以上50億円未満	600万円
		50億円以上100億円未満	800万円
	100億円以上	1,200万円	

別表第3（第43条関係）

種別	市場及び区分	使用料
卸売業者市場使用料	本場及び東部市場	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に1,000分の2.5を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
	西部市場	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に1,000分の

			2 を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
仲卸業者市場使用料	本場及び東部市場		次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 仲卸業者が当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売した生鮮食料品等の売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。)に1,000分の2.5を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
関連事業者市場使用料	本場		次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 関連事業者(市長が定めるものに限る。)が市場施設を使用することにより得た売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。)に1,000分の1を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
	東部市場		次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 関連事業者(市長が定めるものに限る。)が市場施設を使用することにより得た売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。)に1,000分の0.5を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	本場	甲種(市道) 西出高松前 池線以東の 建物の卸売 場の部分	1 平方メートル1月につき 299円

		いう。)	
		乙種（市道 西出高松前 池線以西の 建物の卸売 場の一部を いう。)	1 平方メートル 1 月につき 168円
	東部 市場	甲種（青果 部及び水産 物部の卸売 場並びに軟 弱その菜売 棟の卸売場 の一部をい う。)	1 平方メートル 1 月につき 191円
		丙種（花き 部の卸売場 の一部をい う。)	1 平方メートル 1 月につき 335円
	西部市場		1 平方メートル 1 月につき 310円
卸売業者低温売 場使用料	本場		1 平方メートル 1 月につき 1,188円
	東部 市場	甲種（乙種 以外の卸売 業者低温売 場をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 1,188円
		乙種（平成 26年度中に 供用を開始 した卸売業 者低温売場 をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 504円
仲卸業者売場使 用料	本場		1 平方メートル 1 月につき 2,110円
	東部 市場	甲種（青果 部及び水産 物部の仲卸 売場の1階 部分をい う。)	1 平方メートル 1 月につき 1,188円
		乙種（青果 部及び水産 物部の仲卸 売場の2階 部分をい う。)	1 平方メートル 1 月につき 484円

		う。)	
		丙種（花き部の仲卸場の部分をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 1,043円
関連事業所使用料	本場		1 平方メートル 1 月につき 2,110円
	東部市場		1 平方メートル 1 月につき 1,671円
	西部市場	甲種（事務所の部分をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 2,136円
		乙種（店舗の部分をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 940円
事務所使用料	本場		1 平方メートル 1 月につき 1,715円
	東部市場	甲種（花き部以外の事務所の部分をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 1,319円
		乙種（花き部の事務所の部分をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 1,188円
	西部市場		1 平方メートル 1 月につき 2,136円
	会議室使用料	本場の甲種（昭和58年度中に使用料の徴収を開始した会議室をいう。)	
1 室午後につき 2,638円			
1 室夜間につき 2,638円			
本場の乙種（平成21年度中に使用料の徴収を開始した会議室をいう。)		1 室午前につき 1,100円	
		1 室午後につき 1,362円	
		1 室夜間につき 1,362円	
東部市場		1 室午前につき 745円	
		1 室午後につき 923円	
		1 室夜間につき 923円	
西部市場		1 室午前につき 2,136円	
		1 室午後につき 2,136円	
		1 室夜間につき 3,203円	
倉庫使用料	本場	甲種（市道西出高松池線以東の建物の倉庫	1 平方メートル 1 月につき 1,583円

		の部分をいう。)	
		乙種（市道 西出高松前 池線以西の 建物部分の 部分をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 1,103円
東部市場		甲種（平成 3年1月1日 以前から 倉庫として 使用される 部分という。)	1 平方メートル 1 月につき 1,282円
		乙種（農水 産物加工場 から用途を 変更して倉 庫として使 用される部 分という。)	1 平方メートル 1 月につき 1,066円
西部市場		甲種（天井 の高さが3 メートルを 超える倉庫 をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 1,174円
		乙種（天井 の高さが2.5 メートル以 上3メートル 以下の倉庫 をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 1,067円
		丙種（天井 の高さが2.5 メートル未 満の倉庫を いう。)	1 平方メートル 1 月につき 662円
発酵室使用料	東部市場		1 平方メートル 1 月につき 1,282円
屋上屋外使用料	本場		1 平方メートル 1 月につき 216円
	東部市場		1 平方メートル 1 月につき 287円
農水産物加工場 使用料	本場		1 平方メートル 1 月につき 1,583円

東 部 市 場	甲種 (昭和57年度中に徴収した農水加工場をいう。)	和に徴し物い	1 平方メートル 1 月につき 1,930円
	乙種 (昭和63年度中に徴収した農水加工場をいう。)	和に徴し物い	1 平方メートル 1 月につき 1,535円
	丙種 (平成29年度中に徴収した農水加工場であって、丁種以外をいう。)	成に徴し物あ種	1 平方メートル 1 月につき 2,256円
	丁種 (平成29年度中に徴収した青果大加工場をいう。)	成に徴し大い	1 平方メートル 1 月につき 2,013円
買 荷 保 管 所 兼 積 込 所 使 用 料	本場の甲種 (平成20年度の徴収した買荷積込所兼つて、水産保まらいう。)	(平使開管あ農及りを	1 平方メートル 1 月につき 299円
	本場の乙種 (本場の甲種以外をいう。)	本積及	1 平方メートル 1 月につき 660円
特 設 駐 車 場 使 用 料	本場	甲種 (市道西出高松前	1 平方メートル 1 月につき 660円

		池線以東の部の 駐車であっ 分て、屋上屋 外場の所に あるものを いう。)	
		乙種（市道 西出高松前 池線以西の 駐車場の部 分をいう。)	1 平方メートル 1 月につき 432円
		丙種（市道 西出高松前 池線以東の 駐車であっ 分て、甲種以 外のものを いう。)	1 平方メートル 1 月につき 792円
	東部市場		1 平方メートル 1 月につき 420円
通過貨物揚卸場 使用料	本場 及び 東部 市場	青果部	1 トンにつき 361円
		水産物部	1 トンにつき 420円
冷蔵庫棟使用料	本場	甲種（市道 西出高松前 池線以東の 建物の冷蔵 庫棟の部 分をいう。)	1 月につき 263万7,800円
		乙種（市道 西出高松前 池線以西の 建物の冷蔵 庫棟の部 分をいう。)	1 月につき 445万7,882円
	東部 市場	甲種（昭和 44年度中に 使用料の徴 収を開始し た及び昭和 50年度中に 使用料の徴 収を開始し	1 月につき 467万6,572円

		冷 蔵 庫 棟 で あ っ て , 乙 種 以 外 の も の を いう。)	
		乙 種 (昭 和 50 年 度 中 に 使 用 料 の 徴 収 を 開 始 し た 冷 蔵 庫 棟 で あ っ て , 隣 接 倉 庫 に 接 す る も の を い う。)	1 月 に つ き 23 万 6 , 204 円
		丙 種 (平 成 12 年 度 中 に 使 用 料 の 徴 収 を 開 始 し た 冷 蔵 庫 棟 を いう。)	1 月 に つ き 483 万 572 円
冷 蔵 庫 使 用 料	東 部 市 場	甲 種 (2 度 以 上 5 度 以 下 の 温 度 の 設 定 が 可 能 な 冷 蔵 庫 を い う。)	1 平 方 メ ー ト ル 1 月 に つ き 1,912 円
		乙 種 (零 下 20 度 以 上 零 下 15 度 以 下 の 温 度 の 設 定 が 可 能 な 冷 蔵 庫 を いう。)	1 平 方 メ ー ト ル 1 月 に つ き 2,206 円
	西 部 市 場	甲 種 (零 下 40 度 以 上 零 下 20 度 以 下 の 温 度 の 設 定 が 可 能 な 冷 蔵 庫 を いう。)	1 平 方 メ ー ト ル 1 月 に つ き 3,738 円
		乙 種 (零 下 20 度 以 上 2 度 以 下 の 温 度 の 設 定 が 可 能 な 冷 蔵 庫 を いう。)	1 平 方 メ ー ト ル 1 月 に つ き 3,203 円
		丙 種 (甲 種 及 び 乙 種 以	1 平 方 メ ー ト ル 1 月 に つ き 1,602 円

		外の冷蔵庫をいう。)
井水設備使用料	本場	1月につき 11万786円
	東部市場	1月につき 10万5,512円
保冷库使用料	本場	1平方メートル1月につき 1,715円
部分肉加工処理室使用料	西部市場	1平方メートル1月につき 2,243円

備考

- 1 関連事業者市場使用料については、第23条に規定する市長の定める食料品卸売業を営む関連事業者に限り適用する。
- 2 この表において「午前」とは午前9時から正午まで（西部市場にあっては、午前8時から正午まで）を、「午後」とは正午から午後5時まで（西部市場にあっては、正午から午後4時まで）を、「夜間」とは午後5時から午後9時まで（西部市場にあっては、午後4時から午後9時まで）をいう。

様式第1号（第4条関係）

番号

卸 売 業 務 許 可 証

氏名又は名称

上記の者に対し、神戸市中央卸売市場 場 部の
卸売業務を許可する。

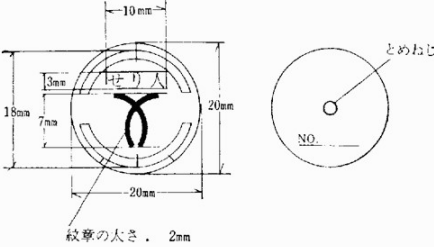
年 月 日

神戸市長

印

様式第2号（第11条関係）

せり人章



様式第3号（第12条関係）

番号 _____

仲 卸 業 務 許 可 証

氏名又は名称

上記の者に対し、神戸市中央卸売市場 場 部の仲卸業務を
許可する。

年 月 日

神戸市長

印

様式第4号（第23条関係）

番号 _____

関連事業者業務許可証

氏名又は名称

上記の者に対し、神戸市中央卸売市場の関連事業を許可する。

年 月 日

神戸市長

印

様式第6号（第37条関係）

(1) 青果部に係るもの

売 買 仕 切 書

整理No.	系統団体 _____ _____ _____様	ページNo.
支払区分		総 計
荷主コード		送 金 料
No.		支払金額
品名コード		仕切No.
		農協コード
		売 立 年 月 日

品 名(種)	荷 印	荷 姿	量 目	等 級・階 級	数 量	単 価	金 額
			kg				
発 駅(港)			月 日		kg	計	
着 駅(港)			月 日			消費税及び地方消費	
貨車トラックNo. 船名						費税に相当する額	
取扱運送店						合 計	
送り状No.						委託手数料	
備考						運 賃	
						控除金額	
						差引仕切金額	

着払	元払

野菜	果実	

区分	共選	個選	安定	共計	契約	重要	買付	担当者	扱

1	2	3	4

会 社 No.

(2) 水産物部に係るもの

売 買 仕 切 書

No. _____

_____ 様

入荷年月日	元 個 数
貨車番号 船名	運送取扱者

年 月 日

荷印・品名・等級	容器・(単位) 入数 (数量)	個 数	数 量	単 価	金 額
備 考				計	
				消費税及び地方消費税に相当する額	
				合 計	
				委 託 手 数 料	
				控 除 金 額	
				運 賃 荷 卸 料	
				荷 扱 料	
				通 信 費	
				控 除 金 額 合 計	
				差 引 仕 切 金 額	
(社 名)印					
	合 計				
口	送 金 料				
合計	送 金 額			送 金 料	
				送 金 額	

(3) 食肉部に係るもの

No. _____ 売 買 仕 切 書
 (出荷者)

 _____ 様

年 月 日

番 号	品 種	性 別	規 格	水 目 枝 肉 量		水 引 % 正 味 枝 肉 量	単 価	金 額	廃 棄 内 容
				左	右				
枝									
肉									
合 計									
※ 解体 年 月 日 年 月 日 年 月 日				内臓(頭・足・胃を含む)		頭			
				原 皮		頭			
				肝 廃		頭			
				その他の廃棄物		頭			
				副 産 物 合 計					
年 月 日 発 年 月 日 着 車番号 船 名				合 計					
				消費税及び地方消費税に相当する額					
				合 計					
				委 託 手 数 料					
				控					
				除					
金									
控 除 金 合 計									
検 印	責任者	検算者	作成者	仕 切 金 額					
				出 荷 奨 励 金					
					(差 引)支 払 金 額				

様式第7号（第39条関係）

市場施設〔指定〕
〔使用許可〕申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所
氏 名



神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）第52条の規定により，下記のとおり市場施設の〔指定〕〔使用許可〕を受けたいので申請します。

1 使用目的	
2 施設の種類	
3 位 置	
4 面 積	
5 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第8号（第57条関係）

（表 面）

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 氏名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p>神戸市中央卸売市場業務条例第五十九条第一 項の規定する検査に従事する職員であることを 証明する。</p> <p style="text-align: left;">神戸市長</p> <p style="text-align: left;">印</p>	<p style="text-align: center;">写真添付</p> <p style="text-align: center;">市</p> <p style="text-align: center;">印</p>
---	---

（縦）80ミリ × （横）120ミリ

（裏 面）

この証明書を携帯する者は、神戸市中央卸売市場業務条例により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

第五十九条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせその業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。